

医薬発 1210 第 1 号
令和 7 年 12 月 10 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

薬剤師法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について（通知）

標記については、本日、別添のとおり公布され、施行することとされたところで
す。

薬剤師法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 410 号）の内容について
は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管下市町村への周知方よろ
しくお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

本改正は、薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合における薬剤師名簿の
登録の消除に係る手続について、電子情報処理組織を使用する方法による申請手続
等について所要の整備を行うものである。

第 2 改正の内容

1 対象手続

- （1）薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合における、死亡又は失踪の
届出義務者による薬剤師名簿の登録の消除の申請について、電子情報処理組
織を使用する方法により当該申請を行う場合は、都道府県知事を経由するこ
とを要しないものとしたこと。（第 6 条第 2 項関係）
- （2）届出義務者が、死亡又は失踪の宣告を受けた薬剤師に係る登録の消除の申
請を電子情報処理組織を使用する方法により行った場合は、当該薬剤師の免
許証の返納についても、都道府県知事を経由することを要しないものとした
こと。（第 10 条第 3 項関係）

2 申請方法

まいなポータルびったりサービスにアクセスし、薬剤師の死亡又は失踪時に行う登録消除の申請に必要な事項を入力し送信すること。まいなポータルびったりサービスによる登録消除の申請を行った場合には、申請者は、申請書及び添付書類を厚生労働省に直接郵送すること。

郵送先は下記のとおりであること。

(郵送先)
〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1－2－2
厚生労働省医薬局総務課試験免許係

3 留意事項

- (1) 従来通り、紙による申請も可能であること。なお、紙による申請である場合には、従来通り、都道府県知事を経由することを要すること。
- (2) 薬剤師免許の申請手続き等の詳細については、のホームページに掲載したため、参照されたいこと。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/menkyo.html>
- (3) 薬剤師の死亡又は失踪時に行う登録消除の申請手続き以外の薬剤師免許に係る手続きについては、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況を踏まえ、今後オンライン化を進める予定であること。

第3 施行期日（運用開始日）

この政令は、令和7年12月26日から施行することとし、同日より、まいなポータルびったりサービスから登録消除に係る申請手続きが可能となること。

薬剤師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百十号

薬剤師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。
薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「電子情報処理組織」の下に「（第六条第二項ただし書及び第十条第三項ただし書において「電子情報処理組織」という。）を加える。

第六条第一項中「薬剤師名簿」を「薬剤師は、薬剤師名簿」に「申請するには」を「申請するとき」に改め、同条第二項中「届出義務者」の下に「（以下この項及び第十条第三項において「届出義務者」という。）を、以内に」の下に「当該薬剤師の氏名及び住所その他必要な事項を記載した申請書を当該薬剤師又は届出義務者の住所の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該申請を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第十条第一項中「薬剤師は」の下に「、第六条第一項の規定により」を加え、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 第六条第二項の規定による申請をした届出義務者は、遅滞なく、当該申請に係る薬剤師又は届出義務者の住所の都道府県知事を経由して、当該薬剤師の免許証を厚生労働大臣に返納しなければならぬ。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該申請を電子情報処理組織を使用して行つたときは、都道府県知事を経由することを要しない。

附 則

この政令は、令和七年十二月二十六日から施行する。

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗